

# ガス温水機器の表示事項について (案)

# 表示事項及び遵守事項について

- 表示事項及び遵守事項は、現行基準と同様の項目とする。
- エネルギー消費効率については、暖房機能付きのガス温水機器は定格熱効率を表示し、それ以外についてはモード熱効率を表示することとする。

## 【表示事項】

- ① 品名又は型名
- ② 区分名
- ③ 構造名（構造係数を有するものに限る。）
- ④ エネルギー消費効率
- ⑤ 製造事業者等の氏名又は名称

## 【遵守事項】

- ① エネルギー消費効率は、小数点第1位（小数点第2位切り捨て）まで表示する。
- ② 表示事項は、性能に関する表示のあるカタログ及び機器ごとに、見やすい箇所に容易に消えない方法で記載する。
- ③ 暖房部と給湯部ごとのエネルギー消費効率が測定されるものは、それぞれの効率もカタログに表示する。